

居場所の政策論〈試論〉 ～こども食堂を切り口に考える～ Essay on policy of “Ibasho”

湯浅 誠[†]

はじめに

居場所への注目が高まっている。

居場所はこれまで、ともすると「物好きな人たちが、制度や政策の外側で、制度・政策にきれいにはまらない人たちを相手に、好き勝手に運営するもの」と見られてきた。アウトサイダーが、アウトローな領域で創り上げるアナキーな場所が「居場所」だった。

ところが近年、その居場所が急速に政策課題になり始めている。制度・政策の外側という共通点しかなかった居場所を政策課題に据えるというのは大きな方針転換で、混乱は避けられない。

しかし、この混乱は歓迎されるべきだ、と筆者は考えている。その混乱は、しばしば奇異な目で見られながらも、嘗々と居場所をつくり続け運営し続けてきた人々が見てきた課題と理想を、社会全体が見ようとしていることから生まれるものだからだ。見慣れないものを見ようとすれば目眩に襲われる。しかしその目眩は、地域と社会がよりインクルーシブになるために必要な、いわば「成長痛」だと筆者は考えている。

よって本稿は、その目眩に向き合い、焦点合わせを試みる。想定する読者は、今まで、いわゆる「居場所」の外側で、それとは無関係に生きてきたのに、突然そこに眼を向ける何らかの事情が生じ、その「よくわからなさ」に目眩を覚えている人たちだ。筆者は、そうした人たちと多数出会ってきた。本稿は、その人たちの理解を助け、目眩を和らげ、もって社会のよりスムーズな成長を願って執筆される。

本稿の構成は以下。第一節では、居場所が注目されるに至った背景を、少し丁寧に考察する。こ

うした背景は、ともすると少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの衰退といったキーワードで片付けられてしまうことがあるが、現在の状況に至る経緯の中には居場所の政策論を考える際のヒントが多数含まれている。第二節では、居場所の特徴や特性を考察することを通じて、それがいかに一般的な行政サービスの思考になじまないかを分析する。こんな異物が突然視界に入ってくれば、誰だって目眩が起きる。それは、筆者が想定する読者である「あなた」のせいではない。第三節では、しかしそれでも政策化は進むので、どう考えたらいいか、その構え・方向性を提案する。制度設計までは至らないが、居場所との向き合い方・取り扱い方がわかれば、政策化にも落ち着いて取り組めるのではないかと思うし、それを願っている。

第一節：居場所が注目されるに至った背景

【1】つながりの欠如という「基盤リスク」

元厚労省官僚で、現在内閣官房参与として全世界型社会保障の構築に取り組んでいる山崎史郎は、次のように述べている。

日本の社会保障は、「個々のリスク（疾病、老齢、介護、失業など）に個別で対処する」制度体系で、その背後には、これらのリスクは別々に発生し、個々のリスクさえ対処すれば、人は、日常的に支えてくれる「家族」や「知り合い」、戻ることのできる「職場」や「地域」があり、それを通じた社会との「つながり」の中で、人は再び力を取り戻すことができる、という前提があった。

しかし、日本の社会保障を支えてきた社会構

造が大きく変容した。具体的には家族の単身化、職場における雇用の不安定化、地域における人口減少だ。

これにより、全世代にわたって社会との「つながり」が弱い人（「社会的孤立」）が増加。あわせて、複数のリスクを同時に抱える人や世帯（「リスクの複合化」）が増加し、これらの新たな課題（リスク）への対応が重要となってきた*1。

「つながり」は人にとって資本（社会関係資本）であり、それを豊かに持つ人は、財務資本を豊かに持つ人同様、ゆとりのある生活を送れる可能性が高まる。病気をしても看病してくれる人がいたり、失業しても働き口を紹介してくれる人がいれば、リスクが深刻化することもないし、複合化する前に対処される。その意味で「つながりの欠如（社会的孤立）」と「リスクの複合化」は相関している。

つながりがあれば、社会保障による行政サービスは個々のリスクに対処していればよかったが、社会構造の変化は「つながり」そのものがないというリスクを顕在化させた。疾病、老齢、介護、失業といった個別のリスクの手前にあるベースとしてのリスクという意味で、本稿ではこのリスクを「基盤リスク」と呼ぶ。筆者はかつてそれを貧困問題の文脈で、「溜め」という概念を使って説明したが、本稿では個別リスクを生み出し、深刻化させるベースとしての役割に着目して、このように表現する*2。

基盤リスクが高まることの弊害は数多い。

1) まず、心身の健康状態が悪くなる。交流・参加・社交が心身の健康状態にもたらすプラスの影響については、多くのエビデンスが出ている。一人で行う黙食は、みんなと話しながら行う共食に比べて、口にも胃にも心にも、よい影響をもたらさない。

2) 次に、早期発見が難しくなる。あらゆる調査で示されているように、人々が悩み事を打ち明ける相手は、第一に家族・親族、第二に友人・知人である。病院や相談機関は、多くの場合、こうした人たちに促されていく場所だ。こうした人たちとのつながりが薄れていけば、行政

サービスが個々のリスクに気づくのも遅れがちになる。

3) さらには、治療・支援の終わりも見えない。医者は「薬を飲んで安静にしていいなさいね」と言って患者を帰すが、それは多くの場合、寝ている病人のお世話をしてくれる誰かがいることを想定していた。その誰かがいなければ、着替えも洗濯も食事も結局は自分でしなければならず、安静にはしていられない。それらすべてをコンビニとアマゾンとウーバーで代替することは不可能だ。また相談機関も「再び力を取り戻す」関係性に返せないのだから、支援者が延々と対応し続けるしかなくなり、支援のクローズが見えない。

4) その結果、悪循環に陥る。治療・相談件数が積み上がり、丁寧に対応し切れなくなり、漏れた案件から事件や事故が発生して、トラブルになって対応に追われて、さらに逼迫するという悪循環に陥りやすくなる。災害時要援護者対応をめぐる困難なども、構造は同じだ。平素からのつながりがなければ、要援護者の支援を引き受ける近隣住民は見つけにくくなる。困り果てた自治体や社協は、結局、民生委員といった「地域住民でもありながら支援者でもある人」にその役割を頼む。結果として民生委員の業務は増えていき、負担を嫌って新たな担い手が見つかりにくくなり、さらに現在の民生委員の負担が増えていくという悪循環に陥りやすくなる。

【2】基盤としての相互的援助

行政サービス外に人々のつながりがなければ、行政サービスは十全に機能しない。だから人々のつながりは「基盤」だと主張したのが岡村重夫『地域福祉論』（1974年）である*3。半世紀前の「古典」だが、岡村はここで、コミュニティの「相互的援助」「一般的援助」は「特殊な生活条件をもつひととの生活要求」に応えるための行政サービス＝社会福祉サービスの「基盤」だと指摘する。

この基本的機能〔筆者注：「同一性の感情に基づく相互的援助」の機能〕は、コミュニティをコミュニティたらしめる本質的条件であつ

て、この機能をもたない地域社会や集団はもはやコミュニティではない。この同一性ないし共属の感情にもとづく相互的援助は、前の引用でも述べたように、それ自身は「社会福祉的援助」ではないけれども、「社会福祉的援助」を支持し、またその効果を確実にするという資源的価値をもちうるものである、という点が重要である。社会福祉サービスが一般住民の関心の外に孤立し、福祉サービスの受給者が社会から疎外されるか否かは、コミュニティの、以上のような基本的機能が保存されているか否かにかかっていると言つてもよいであろう。換言すれば、それ自身は社会福祉サービスではないけれども、それを支援し、受容し、「血の通つたもの」にする基盤こそが、コミュニティの基本的機能であると言うことができよう。(中略) したがつて効果的な地域福祉活動にとって、コミュニティの「一般的援助」の存在は、必要最低限の前提条件として欠くことのできないものである^{*4}。

ここで言う「相互的援助」「一般的援助」とは筆者の理解によれば、それはかつての醤油の貸し借りのような近隣住民による互助を含みつつ、それを超えて、同じ地域に暮らす多様な人々を受容し、受け入れ、同じ地域住民として取り扱うことからくるインクルーシブな振る舞いを指している。「ゆっくり歩く人がいれば、それが誰であつても、自分もゆっくり歩く」というのが、「相互的援助」「一般的援助」の典型的シーンだ^{*5}。

「相互的援助」「一般的援助」があつても、病気や障害といった特別なリスクに対する「社会福祉的援助」は別途必要である。その意味では前者は十分条件ではない。しかし前者がなければ後者が機能しないという意味では必要条件だと岡村は言う。

そして長年にわたつて進行してきたこの基盤の揺らぎ、基盤リスクの高まりが社会的に露呈したのが2010年代だった。

【3】無縁社会

この「基盤リスク」から人々を守つていたのは、家族・地域・職場だった。この血縁・地縁・社縁が日本の代表的な縁、すなわちつながりだった。

よつてこれらの縁が弱体化した状態を、私たちは「無縁社会」と呼んできた。この3つがなければ0、他に人々が抛つて立つ縁はない、という含意だ。そして「無縁社会」という言葉は、2010年1月のNHKスペシャル「無縁死 32000人の衝撃」をきっかけに広がつた。

その番組を受けて、筆者が提唱したのが「豊かな無縁社会」だった。

いま言われている「無縁社会」は特に家族や地域の支え合いの限界を焦点化しているが、そのことが浮かび上がりさせているのは、実は家族や地域に依存しそぎた日本社会の歪みではないか。地縁・血縁以外にも豊かな縁が取り結ばれている社会では、たとえ家族や地域の支え合いが衰退しても、それだけで人々が孤立することはない。その意味で「無縁社会」は、日本における地縁・血縁・社縁以外の「縁」の弱さ、アカの他人が結びつき、支え合う社会の弱さをこそ提起しているとも言える。

多様な居場所における多様な結びつきのある社会は、たとえ地縁・血縁・社縁が多少弱くても豊かな社会である。私たちは、地縁・血縁・社縁の欠如、衰退を嘆くだけではなく、そこを踏み越えて「豊かな無縁社会」に進み出るべきではないだろうか^{*6}。

社会の無縁化によって人々が社会的に孤立していくという社会構造の変化に対して、筆者は「多様な居場所における多様な結びつきのある社会」を提唱し、それを「豊かな無縁社会」と呼んだ。11年前のことだ。

【4】こども食堂を始めとする地域の居場所

そして昨年2021年、その課題が国民的課題であると政府がついに認知し、孤独孤立対策担当大臣が設置された。つながりのなさが国民的課題なのであれば、人々の間につながりをつくる場である居場所は、国民的課題の処方箋だ。これが、居場所の政策化に道を開く主要な要因の一つとなつた。

なぜこのような事態に至り、これから必要なことは何なのか。孤独孤立対策のキックオフ会合で、私は

次のスライドを提示し、概略、以下のように説明した。

- ・従来の行政サービスが前提としていた「縁」が崩れ、基盤リスクが高まつた。
- ・それに対し行政は、個々のリスクへの対処を超えて、基盤リスクの増大をもカバーしようとしてきた。その際の合言葉が「連携」「包括」「切れ目なく」だった。
- ・しかし、少子高齢化のスピードの速さ、強い予算制約等から、行政サービスの創意工夫で基盤リスクもカバーしようとする試みは、少なくとも行政単独ではうまくいかない。
- ・ところが、目を民間に転じれば、基盤リスクを民間サービスで対処しようとする試み、つまり市民によるつながりづくりは、すでに始まつてゐる。
- ・それらの民間サービスは、行政サービスのように規格化されておらず、いわば無定形で、行政から見ると「わかりにくく、扱いづらい」
- ・しかし、だからといって、それらの民間サービスを無視して行政だけで完結できる客観状況にはない。よつて官民連携（タテ連携）が必要だ。また無定形であるがゆえに、民間同士も実はつながりにくい。よつて民民連携（ヨコ連携）も必要だ。^{*7}

「人々はすでに『つながりつづける力』を発揮

している」というタイトルの念頭にあつたのは「こども食堂をはじめとする地域の居場所」だ。政府が無縁社会による社会的孤立を国民的課題と認識するに至つた時点で、すでに人々はその課題に取り組み始めている、ということを伝えたかった。市井の人々、地域の人々は、すでに自らの答えを出しておつり、そこに希望がある、と。

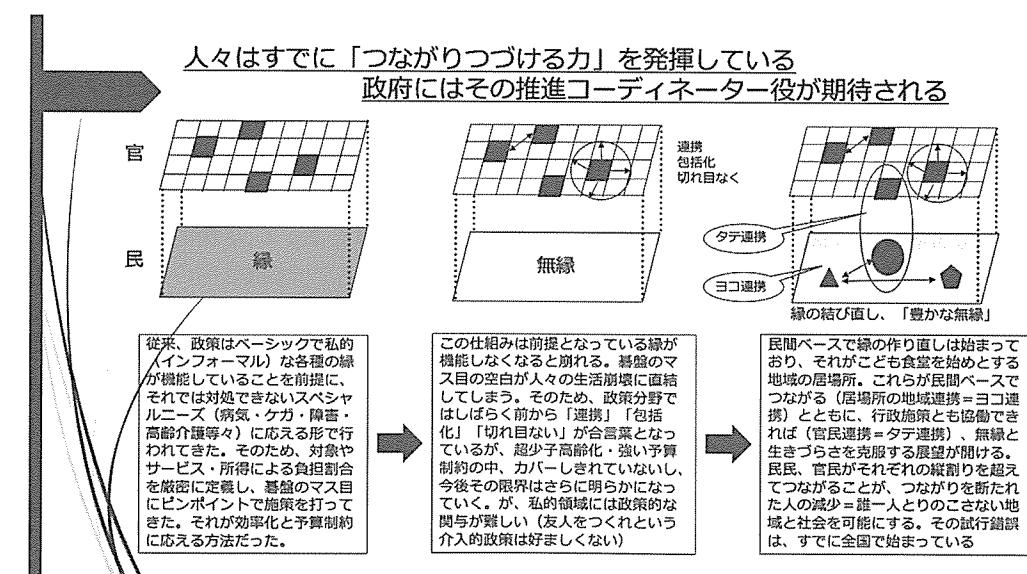
しかし同時に、そうした民間の取組みに公共性・公益性があるとはいひ、安易な行政サービス化は禁物であると示唆してゐた。政府に期待されるのは「コーディネーター役」だとの表現には、こども食堂にとつての目的は「第二の学童保育」になることではない、という含意があつた。次節で、その理由を説明する。

第二節：居場所は行政サービスにはなじまない

【1】居場所は、個人的で、主觀的で、暫時的

民間の市場による所得格差を埋めるために行政が税と財政で所得再分配機能を発揮するように、民間の私的領域における無縁社会化を埋めるため行政が税と財政で政策の連携・包括化・切れ目ない支援を推し進める——その選択は論理的には可能だ。

ただし、この場合には、国民がそれにふさわしい税負担をすることが前提となる。それがなければ、所得再分配機能も、政策の連携・包括化も、



中途半端にしか実施されない。そして、日本にはその国民的合意がない。

結果として、制度上は包括的な役割を付与されているが、実際には予算制約から十分な体制が組めず、より緊急度・深刻度の高いハイリスク群の対応で手一杯になっていて、包括的な役割を果たせていない職種が、さまざまな分野に散見される。包括的な対応が求められているが、既存の「包括」では包括できていないので、それをカバーするために新たな「包括」が生まれ、結果として複数の「包括」が同一地域に存在するに至っている。にもかかわらず、それでもまだ漏れている人がいて包括できていない、というやや悲喜劇的な事態が生じているのが私たちの社会だ。

また、「つながり」「居場所」は、所得のような量的なものではなく、関係性を含んだ質的な概念である。学校校舎を建てて物理的空间を一つ作れば、子どもたちの居場所が一つ増える、という性質のものではない。

居場所とは、誰かにちゃんと見てもらえている、受け止められている、尊重されている、つながっていると感じられるような関係性のある場のことを言う。目指すべきは、家庭が家族にとっての居場所になること、学校が児童生徒にとっての居場所となること、職場が社員にとっての居場所になること、またそれだけに頼らず、地域と社会、およびインターネット空間に多様な人たちの多様な居場所があることで、それによって「基盤リスク」の高まりを抑え込める。だがそれは、一方から10万円取って他方に10万円配るといった量的調整にはなじまない。

そもそも居場所とは何だろうか。居場所とは、そこに居ると落ち着ける、安心できる、ほっとする、元気になる、力が湧いてくる、ごきげんでいられるとその人自身が感じられる〈場〉のことであり、関係性を含んだ空間の概念である。(中略)

同じ空間であっても、居場所になったりならなかったりする。自分の部屋、自分の家、自分の学校、自分の職場であっても、同じだ。よって居場所とは、個人的で、主観的で、暫時のな

ものである。万人にとっての普遍的で恒久的な居場所などというものはありえない⁸。

【2】居場所づくりは「おせっかい」である

個人的で、主観的で、暫時的なものだから、「居場所づくり」と言っても、特定の対象者に対して、第三者者が居場所を提供するというのは、原理的には不可能だ。つくれるのは「誰かの居場所になってくれたらよいと思える場」だけであり、その意味で「居場所づくり」とは、「誰かの居場所になってくれたらよいと思う場をつくる行為」に他ならない。そのため、明確に居場所を必要としている誰かのために立ち上げた居場所がある一方で、立ち上げ時には、対象者もサービス提供内容も確定していない、という居場所も少なくない。

後者のような場には、用意されたプログラムはない。開いてみて、誰かが来て、その誰かが見えた時点で、その人が居場所と感じられるような場にカスタマイズしていこうと考えているためだ。このような居場所に「学習指導要領」は存在しない。そんな中身の不明瞭な曖昧なものを、と思う人もいるかもしれないが、そういう場をつくりたくなるのが人間だ。

にもかかわらず人々は、誰かが居場所を感じられるような〈場〉をつくり出そうとする営み(居場所づくり)を止めない。個人的・主観的・暫時的なのだから、どんな〈場〉をつくろうが、特定の個人がそこを居場所と感じられるかどうかはわからない。今日はそうでも明日は違うかもしれない。そしてほとんどの場合、誰も「つくってほしい」とは、少なくとも明示的には、言っていない。よって、居場所づくりとはおせっかいである。こども食堂等の運営者の多くが明快に自覚している通り。

なぜそんなおせっかいをするかといえば、誰かの居場所になれる〈場〉に自分がいたいからである。居場所づくりをする運営者自身にとっての居場所とは、つまり運営者自身がそこに居ると落ち着ける、安心できる、ほっとする、元気になる、力が湧いてくる、ごきげんでいられると感じられる〈場〉とは、誰かが居場所

と感じてくれていると運営者自身が実感できる〈場〉だ。多くの親にとって子の幸せが自身の幸せであるように、運営者にとって誰かの居場所になれている場が自身の居場所だ。その意味で、居場所づくりとは利他的かつ利己的行為であり、そこに社会的動物としての人間の本性が垣間見える、と私は思っている⁹。

したがって、アприオリの居場所はどこにもないとも言えるし、居場所は遍在しているとも言える。ボランティアやNPOがつくるこども食堂やプレイパークは「子どもの居場所」と言われるが、それは「子どもの居場所になればと願った大人たちがつくった場」であって、ボランティアがこども食堂と名付けた場をつければ、それだけでそこが自動的に誰かの居場所になる、などということはない。

逆に、駄菓子屋、小さな個人商店が立ち並ぶ商店街の通り、居酒屋やスナックは、仮に誰かの居場所になることなど一切企図していない場であったとしても、結果として誰かのとても大切な居場所になってしまうことがある。

本稿で取り扱っている居場所は、誰かの居場所になることをを目指してつくられた目的的な居場所のことだが、そこが結果としての居場所になるかは、また別の話である。しかしそれでも、人は目的的な居場所づくりを止めない。まだ見ぬ誰かを歓待する、生まれ出でないものを生み出そうとする未来への開かれた投企——それが取組み・企て(pro-ject) の原義であり、そこに人間の人間的領域がある。「居場所づくり」は人間の本性に基づく取組みである。

【3】居場所のゴールは星の数ほどあること

そこに居ると落ち着ける、安心できる、ほっとする、元気になる、力が湧いてくる、ごきげんでいられるとその人自身が感じられる〈場〉が居場所であるという居場所の定義、関係性を含んだ空間の概念だという概念規定、目的的な居場所づくりと結果としての居場所という区別は、居場所の政策論にどのような含意をもつだろうか。

まず、一般的な行政サービスの論理と目線で居

場所づくりを考えることはできない。

居場所づくりが政策課題になると、人々は行政サービスの論理で居場所を眺め始める。行政サービスには「特定」が不可欠だ。居場所を求め、他の手段では対応できない人は誰なのか(対象者の特定)、そういう人が何人いて、その人たちのために何箇所の居場所が必要なのか(規模の特定)、居場所で提供すべきものは何か(サービス内容の特定)など。そのため、たとえば「学校終了後の放課後の時間帯にどこにも居場所のない子は潜在的に〇%いるから、子どもたちが過ごせる空間を人口1万人あたり〇箇所用意できれば、子どもの放課後時間の居場所づくりは充足して完了する」と規定され、それが政策目標、予算獲得目標になる。

しかしそもそも、多くの居場所はつながりの欠如という基盤リスクに対応しており、そこでは「どこにも居場所のない人」という要配慮者を想定していない。「どこにも居場所のない人」に対応するのはすでに個々のリスクへの対応であり、基盤リスクへの対応は、ここに来るまだ見ぬ誰かのための居場所になろうとする試みであり、対象者もサービス内容も特定されていない。

むしろ逆で、居場所は、仮に「どこにも居場所のない人」が世の中に一人もいなかったとしても、星の数ほど無数にあったほうがよいものだ。なぜなら人は、たった一日の間にも複数の〈場〉を経巡るからだ。行動範囲の広くない子どもでも、朝起きてから寝るまでの間には、家庭、通学路、学校、友だちの家、習い事…と多くの〈場〉に身を置く。人の一生涯となれば、場数は数えきれないものとなるだろう。人生は無数の場の巡礼である。そしてその多くが居場所と感じられれば感じられるほど、人は元気になる。居場所とは人が元気になる場所のことだからだ。

たしかに、家庭にも学校にもSNS空間にも、その他どこにも居場所がないというAさんのために、Aさんを受容し、承認し、Aさんが居場所と感じられる場を作ろうとする居場所づくりはありえるし、実際にある。「どこか一つでも本当の居場所があれば生きていける」というのは本当だ。しかし、それは「居場所は一つだけあれば足りる」ということではない。目指されているのは、死なないこ

とではなく、すべての人が豊かにごきげんに生きていくこと、ウェル・ビーイングの実現だ^{*10}。

【4】居場所は家庭・学校と対立しない

このことは、居場所と家庭・学校・地域の関係を考える上で重要な含意をもつ。

先の行政サービスの論理に従うと、どうしても「ボランティアやNPOがつくる居場所がないとどうしても困る、という真に支援が必要な人は誰なのか」という補完性の論理に絡め取られていく。そしてそういう人は実際にいるので「居場所を必要とするのは、他に居場所のない人だ」となる。それはたとえば、上述したように、放課後の居場所が家庭にも学校にもなく、部活や習い事もしていない子どもの数として推計される。

その場合、その子どもの数は放課後の時間帯に保護者が家にいる家庭と見合いになるため、「母親がちゃんと家にいれば、放課後の子どもの居場所は不要だ」という意見を持つ人が出てくる。そこから「放課後の子どもの居場所を増やすと、母親が家を空ける時間が増える」という主張までは、ほんの一歩だ。こうなると、地域の居場所などないほうが家庭がちゃんと機能する、という理屈が生まれてしまう。

このような理屈から、「第三の居場所（サード・プレイス）」と呼ばれる居場所は、第一の居場所である家庭、第二の居場所である学校と対立する場だという認識を持つ人がいる。子どもの居場所とは、ともすると「子どもたちに学校に行かなくていいと吹き込む場だ」ということになってしまい、家庭と学校さえきちんと機能していれば居場所は不要になる、つまり、つくるべきは第三の居場所など必要としない社会だ、というように理屈が転がっていく。気づいてみれば、居場所のゴールは、星の数ほど無数にあることからゼロになることへと180度転換してしまう。

結果として一部の政策論議は、ともすると、「居場所のない人がたくさんいるから第三の居場所がたくさん必要で、その予算を確保すべきだ」という意見と、「第三の居場所なんかが増えたら、家庭や学校に悪影響が及ぶ」という意見との間で交わされていくが、その議論は建設的とは言えない。

むしろ、次のように考えることが望ましい。結果としての居場所がたくさんあることが誰にとっても望ましい。しかし、駄菓子屋も商店街もスナックも減って、人々の資本（社会関係資本）が乏しくなってきていている。よって、家庭も学校も職場ももっと、そのメンバー（構成員）にとってつながりを実感できる居場所になったほうがいいのはもちろん、誰かの居場所になることを目指して創設される目的的な居場所も無数にあったほうがよい。よって、居場所は相互に競合しない。第三の居場所は家庭・学校と対立しない。実際、居場所の数が多いほど、子どもの自己肯定感が高まるという調査結果もある^{*11}。

友だちの家ではその家族が自分を歓迎してくれる、公園や空き地に行けば友人が一緒に遊ぼうと声をかけてくれる、駄菓子屋ではおばあちゃんがうんうんと話を聞いてくれる…このような関係性がたくさんあれば、自分は大事にされていて、大事にされてよい存在なのだろうと思えるので自己肯定感が高まる——それは見やすい道理だと思うが、この道理が、行政サービスの論理の中で補完性の論理に絡め取られていくと見えなくなってしまう。注意が必要だ。

第三節：居場所の政策論、その方向性

【1】敏感であるべき行政

以上から導かれる政策論は「居場所の行政サービス化はできないし、不要だ」というものだろう。個人的で、主観的で、暫時的で、対象者もサービス内容も目標規模数も確定できないという居場所の性質は、行政サービスにはなじまない。居場所づくりは、人々が勝手に、おせっかいに行っている純粋な民間活動だ。

しかし、「だから行政的に一切の関与は不要」となるかといえば、それも違う。この点、元総務省事務次官の佐藤文俊は以下のように指摘している。

さらに地域に所在する様々な住民組織や団体、企業などとの連携・協働も一層重要になってくるだろう。住民や住民組織による活動はまさに多種多様であり次々に新しい動きも出てきている。

例えば地域の暮らしを守るために関係者が参加して協議しながら地域課題の解決に向けて取組みを実践する地域運営組織や子供の貧困対策からはじまって地域における世代を超えた交流の場へと進化を見せる子ども食堂などは近年目に見える広がりをみせている。このように動きは、自治の原点に立ち返るものとみることもできる。

地方自治体はこれらを行政の下請け、補完として便宜に使うということではなくて、地域づくりのパートナーとしてそれが自主性、自律性を十分發揮して活動できるような環境づくりに努めることを心がけるべきだろう。

具体的に地方自治体がこれとどのような関係を持つかについては様々な形があってよいが、少なくとも地方自治体はこのような住民等の活動に敏感であってほしいと思う^{*12}。

無縁社会化は、人々の基盤リスクを高める。基盤リスクの高まりは、個別リスクを深刻化させ複合化させることで社会保障サービスを機能不全に追い込む。よって、新たな縁を構築する居場所づくりの試みには、基盤リスクを低減させ、社会保障制度を機能回復させるという公益性・公共性がある。

よって行政サービスの論理にはなじまない活動ではあるが、現にある地域をより健全な地域にブラッシュアップしていく「地域づくり」という地方自治体の本来業務を民間の側から行なうものとして、「地域づくりのパートナー」として受け止めるべきだ。

そして、制度・政策の執行者としてではなく、制度外も含めた地域全体のプラットフォーム・ビルダーとしての自治体は、「それが自主性、自律性を十分発揮して活動できるような環境づくりに努めること」が求められる^{*13}。

公益的な活動だから行政が丸抱えすべき、というのも違う。かといって、行政が介入すれば民間の自主自律を損なうから手出しえばならない、というのも違う。狙うべきはその中間だ。それには「様々な形」がありえるが、地域の実情に合った形を見出すためにも、まずはこうした活動に「敏

感」になって、よく知るところから始める必要がある。

では、「様々な形」とは何か。それを探るためには、居場所の因数分解（要素分析）を行う必要がある。

【2】居場所の二大要素～〈交流〉と〈支援〉～

これまで、「基盤リスク」の高まりを起点として、それに対応する居場所について論じてきた。それは、「一般的住民組織化活動」（岡村重夫）としての、「コミュニティ・ワーク」「地域づくり」（注5）としての、「地域における世代を超えた交流の場」（佐藤文俊）としての居場所だ。

しかし居場所には、特に配慮を要する特定の人のために作られた居場所もある。「福祉的組織活動」（岡村重夫）としての、「コミュニティ・ソーシャル・ワーク」（注5）としての、「子供の貧困対策」（佐藤文俊）としての居場所だ。人によっては「居場所」と聞いて、こちらのタイプの居場所を思い浮かべる人も少なくないだろう^{*14}。

この2つのタイプは理念型であって、現実の居場所は「地域みんなの居場所でありたいが、貧困家庭の子がいるなら、特に力になってあげたい」というように、両方の要素が混在している場合が多い。筆者はそれを〈交流〉（または〈参加〉）と〈支援〉という2つの要素・機能として説明してきた。地域全体を対象に、地域住民の参加と交流を促進する機能と、課題を抱えた特定の人を支援する機能だ^{*15}。

【3】居場所と自治会

この〈交流〉機能と〈支援〉機能という居場所の構造に着目すると、まず見えてくるのは次のようない政策論だ。

このような二つの機能を持つ団体に自治会がある。自治会は、住民自治の一環として美化・防犯等とともに住民相互の交流を行う（「住民自治活動」）。同時に、とき行政からの依頼に応じて、行政情報を住民に伝達したり、行政嘱託員の推举を行ったりする（「行政協力業務」）。居場所の政策論を考える際には、類似した機能を担う自治会に対する政策のありようを参照することが近道だ

ろう。

居場所づくりは、しばしば福祉行為と捉えられるので、ともすると厚労省が所管する高齢・障害の福祉施設や保育園、放課後学童クラブ等との対比で検討されたり、対象が子どもであれば、学校や放課後子ども教室など文科省所管の施設との対比で検討されたりするが、住民交流機能と支援機能の二重構造という現実のありようを虚心に見れば、もっとも近いのは総務省所管の自治会だ。

そして自治会に対しては、多くの場合、住民自治活動は文字通り住民主体で行う民間活動として、会費等をベースにした自前での運営を前提に、行政はそれを後方支援する位置に立つ。民間活動として公費を入れていない場合もあるし、公費を入れる場合も交付金的な性格の支出をしている自治体が多い。対して行政協力業務は、行政からの要請によって行政のお手伝いをする行為なので、協力に対しては謝金等が支払われる^{*16}。

居場所に対しても、基本的には同様の対応が望ましい、と筆者は考えている。

住民相互の〈交流〉機能に対しては、地域住民有志による自治的活動（佐藤文俊の言う「自治の原点に立ち返るもの」）として、運営者の主体性を尊重しつつ、行政は後方支援に徹する。課題のある人に対する〈支援〉機能に対しては、本来社会保障サービスでカバーすべき対応を地域住民が代わりに担うものとして、行政委託や補助業務として位置付ける。

後方支援の方法は多様に考えられる。

すでに総務省は、地域運営組織による住民交流活動を地方交付税の対象とする地方財政措置を令和4年度から始めているが、このように交付金対象とする支援の仕方もあるだろう。この場合の課題は、交付対象が地域運営組織のような地縁団体となるため、そこで「公認」されていない住民有志による交流活動をいかに評価するか、だ。行政が地縁団体とこども食堂のような有志の活動双方に働きかけて連携を促すことが望ましいが、実際には相互連携が難しい場合がある^{*17}。

その場合には、地縁団体とは切り離して居場所を独自に支援することも検討されるべきだが、その際にも直接支援には慎重であるべきだろう。「基

盤リスク」への対応は、個々のリスクが顕在化する前の予防的関与であるがゆえに、一般的な成果指標になじみにくく、政策評価の対象にしにくい。そのため、行政による直接支援の根拠を探して食の貧困対策になっていると理屈づけたりするが、そうなると今度は「月1～2回の開催では意味がない」となって、補助金と引き換えに住民主体の活動に規制をかけていくことになりかねない。

よって行政支援は、民民連携を促進する後方支援を中心とした検討すべきだろう。幸いなことに、こども食堂を始めとする居場所への社会的注目は高まっており、居場所の運営支援を行う意向を持つ民間セクターは、個人・事業者を問わず、多い。行政は、これらの民間セクターの支援を居場所につなげる触媒の役割を担うべきである。具体的な方法は、基金を設立して民間資金を呼び込む、ふるさと納税の宛先に居場所を加える、居場所に対する地域（自治会・学校・商工会等々）の理解を促進するための機会を創出する、など多様に考えられる。

対して、課題のある人に対する〈支援〉機能に対しては、しっかりと財源を確保して事業化すべきである。コロナ禍で深刻化した生活苦に対して、地域の多様な人々と接点をもつこども食堂を、いわば行政のアウトリーチ拠点として「活用」するような施策があった。具体的には、公的機関の見守り力低下を補う「見守り強化事業」や、物価高騰対策として行われた「ひとり親家庭等に対する食支援事業」などだ。自治体も臨時特例交付金を活用して食材費等の支援を行なった。

これらは、こども食堂等に公助の一翼を担ってもらう対価を保障するという点では適切な事業である。同時に、コロナ禍という非常時における対応という限定を忘れてはならない。恒常化てしまえば、こども食堂を支援機関化させ、〈交流〉機能を損わせ、その自発性と多様性を奪うことになるおそれがある。

【4】地域コーディネーター

しかし、居場所の〈交流〉機能と〈支援〉機能の整理に基づく政策論の射程は、上記に留まらない。次に見えてくるのは、それぞれの長所を生か

し、短所を補って、居場所の地域デザインを行う地域コーディネート機能の重要性と必要性だ。

〈交流〉機能の強い居場所には、参加にステータスが生じないという強みがある一方で、参加者の課題をキャッチしにくい、見逃しやすい、少なくともそう感じて不安になりやすいという弱みがある。他方〈支援〉機能の強い居場所には、課題に向き合っているというやりがい・充実感を抱きやすい強みがある一方で、地域全体への広がりに欠けるという弱みがある。

両者には、一方の強みが他方の弱みであるような関係性がある。そのため、互いに強みを伸ばし合い、弱みを補い合う相互補完的な関係性が望ましいのだが、しかしそれは言うは易しで、自分がつないだ子どもがつないだ先から泣いて帰ってきたとなれば、「だからあそこは信用できない」となって、相手の欠点を嘆き合う関係性になりかねない。

交流系があらゆるテーマに関する専門性を身につけることはできないし、支援系がラベリングを回避することもできない。無理にやろうとすれば、交流系は誰にでも開かれていることによる強みを捨ててしまうしかなくなるし、支援系は同じ境遇であるがゆえに感じられる安心感を捨てるしかなくなる^{*18}。

交流系が、参加者の家庭環境などを根掘り葉掘り探し始めたら、交流系の居場所であるがゆえに来ている人たちを遠ざけることになるし、支援系が無理に場を開いていけば、それまで来ていた人たちに疎外感を抱かせてその人たちを遠ざけてしまうかもしれない。そもそも一国一城の主人で、ボランタリーに運営している居場所の運営者に、あれもこれもと負荷をかけるべきではないし、民間活動に対して誰もそれを強いることはできない。

居場所の政策論を考える本稿において重要なことは、行政が、両者の自主性・自律性を尊重しながら、地域づくりに資するものとして支援するためには、それぞれの強みと弱みをどう扱えばよいのか、ということだ。そこで、居場所の地域デザインを行う地域コーディネート機能が必要になる。

交流系も支援系も二階建てを目指すとは言つても、すでに述べたようにそれは誰かに強いられるものではなく、運営者の自由意思で選択されないといけない。ということは、二階建てを選択しない人も当然いる。また、現実の居場所は、きれいな一階建てや二階建てではなく、1.5階建てだったり、0.8階建てだったり、変則的な1.2階建てだったりする。さらに、個々の運営者は地域のニーズを面的に捉えて展開するとは限らない。同じ市町村内に大きな地域偏在が生まれるのは前述の通りだ。居場所の地域デザインは、こうした個々の居場所の意向も織り込んで、取り組まれる。端的に言って、交流一階建てでうまくいっているところを無理に二階建てにするよりも、別の人間に支援系の居場所を作ってもらったほうがいいかもしれない。また、対象者の人数によっては複数市町村にまたがる広域のほうが現実的な場合もあるだろうし、特に支援系は活用できる国等の補助金のある場合がある。居場所の地域デザインによって、生活圏域ごとに交流・支援のニーズが充足され、「人と人のつながりを実感できて、かつ、インクルーシブなコミュニティ」が実現する。^{*19}

居場所の運営者は、まだ見ぬ誰かのために、あるいは出会ってしまった特定の誰かのために居場所を運営する。個々の居場所はそうであるがゆえに、誰かが愛着を感じられる居場所になるのだが、それは同時に、特定の小学校区に多数の居場所が生まれ、隣の小学校区には1つも生まれないといった地域内の偏在を生じさせることもある。そのため、地域を面的に見る視点を持つ者に、居場所の配置をデザインする地域コーディネートを委嘱するという政策が考えられる。地域包括ケアの分野では2015年より生活支援コーディネーターの配置が始まっているし、子ども分野でも同様の動きはあるが、前述したように包括できていない。人材と財源両方の課題があるために目の覚めるような解決策はそう簡単には見つからないが、以下のような状況を思い描き、手放さず、官民が目線を合わせて進んでいくことが重要だろう^{*20}。

まず、住民間の交流、相互の接点が豊富にある地域が望ましい。その意味で地域コミュニティのベース・土台・基礎となるのは〈参加〉の居場所である。そこでは、こどもから高齢者までが相互に知り合い、地域内の関係人口が増加し、一人ひとりのソーシャルキャピタルが、その人が困っている／いないにかかわらず、個人としても地域の総量としても、高まっていく。地域内総生産（GDP）ならぬ地域内社会関係総資本（TSC, total social capital）を高めていくのは、〈参加〉の居場所だ。（中略）

ただし、有効であることは万能であることとは違う。地域には必ず、みんなが集まってワイワイしているような場所は苦手だという人がいるし、誰が参加してもいいということは、そこにはこどもは厳しくしつける必要があり、ときには体罰も必要だと勘違いしている大人も来ている可能性があるということだし、運営者はインクルーシブな場をつくりたいと願っていたとしても、そうでない振舞いをする人を排除はできない。結果として、その場で解決できないニーズは残る。

だから、不登校の子が集まる場、認知症の家族が集まる場といった、同じ境遇だからこそわかることがある、そしてそこにいる人たちは等しくその課題に理解がある、一定の研修を受けていてスキルがある、という〈支援〉の居場所が必要になる（同様に、どこかに集まる場づくりも万能であるはずがなく、家庭訪問のようなアウトリーチも必要だ）。（中略）

したがって理想は、豊富な〈参加〉の居場所が地域コミュニティの土台となる一階部分を形成しながら、多様な〈支援〉の居場所が二階部分を構成する地域だ。一階部分で、日々地域のどこかで、地域内社会関係総資本を高め、「困っている子や人などいない」かのように振る舞いながら「みんなの中に困っている子や人を包み込む」取組みが営まれ、二階部分で「困っている子や人のため」に小規模でも多様なニーズの一つひとつに応えようとする多様な居場所がある^{*21}。

おわりに

こども食堂が広がり始めた2010年代後半、少なからぬ自治体がその所管をめぐって混乱した。政府では子供の貧困対策が担当しているが、こども食堂の現場では所得制限をかけていない。では子育て支援かといえば、高齢者が来ているこども食堂もある。子供の貧困対策か、子育て支援か、地域福祉か…といった混乱だった。居場所づくりは政策の枠外だから、当然といえば当然だった。

しかし今後、社会構造のさらなる変化とともに、「基盤リスク」に対応する住民活動は拡大していくかざるを得ず、居場所に対する注目や期待も高まっていく。その際に、混乱が拡大しないよう、こうした取組みをどう位置付け、受け止め、評価し、支えていくかに関して、るべき方向性を検討しておきたかった。

まだまだ論じるべきことは多く、整理・分析も不十分なため、本稿は「試論」にすぎないが、「基盤リスク」に対応してすべての住民を対象に活動する住民主体の取組みがさらに普及・浸透すること、そしてその取組みが関係各位によって適切に支援されることを願っている。

(注)

1 2022年11月18日「地域共生社会推進全国サミット in 敦賀」における基調講演資料より。

2 「溜め」については、拙著『反貧困 すべり台 社会からの脱出』（岩波新書、2008年）を参照。

3 「地域福祉論」というタイトルにあるように、この本の重点は地域福祉のコミュニティ形成にあり、一般の地域社会のコミュニティ形成に関しては、福祉コミュニティ論展開のために社会学の知見を参考する形になっている。よって、地域コミュニティに属する「基盤リスク」を考察する文脈で本書を参照するのは、本書のメインテーマに即すると適切とは言えない。ただし、福祉コミュニティ論展開の過程で一般コミュニティとの関係に詳しく言及しているという点では、社会学のコミュニティ論にはない特徴を有しており、「個々のリスク」と「基盤リスク」の関係を考察する上では参考になる。

4 引用は『地域福祉論 新装版』（光生館、2009年）より。

5 ちなみに岡村は、「地域社会」と「コミュニティ」を明確に区別していた。このような「相互的援助」「一般的援助」が起こるのは、地域社会ではなく、コミュニティでのことだ。そして地域社会をコミュニティに変容させていくコミュニティ・ビルディング、コミュニティ・オーガナイズの必要性を訴えた。その際に重要なのが「参加」による疎外からの回復だということをソウル・アリンスキーに言及しながら指摘している。岡村の「一般的地域組織化活動」と「福祉組織化活動」に対応するのが「コミュニティ・ワーク」と「コミュニティ・ソーシャル・ワーク」だが、本稿の「基盤リスク」への対応という点では、重要なのはコミュニティ・ワーク（現代の語法では「地域づくり」）である。社会福祉協議会等が主宰する「ボランティア・市民活動支援センター（ボラセン）」は、市民参加の促進を主要任務とする点では最前線の地域づくり拠点と言える。だが、ボラセンが積極果敢なコミュニティ・ワーク機能を担っているか、つながりの欠如という喫緊の社会課題・国民的課題に先頭切って向き合っているかと言えば、肯定的に断言できる者は多くないだろう。そうした中、多くのこども食堂は「みんなの中に困っている誰かを（さりげなく）包み込む場」として、地域において包摂的な交流機能を創設してきた。その取組みは、地域社会をコミュニティに作り変えていくコミュニティ・ワークの一環と言えるだろう。

6 拙稿「豊かな無縫社会へ」（毎日新聞2010年10月29日寄稿）

7 首相官邸「孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」（2021年2月25日）における筆者提出資料より

8 拙稿「地域の居場所とWell-being」（JP総研「JP総研Research」59号、2022年）

9 同上

10 筆者はウェル・ビーイングを「ごきげん」と訳している（同前参照）。また、筆者が理事長を務める認定NPO法人全国こども食堂支援セ

ンター・むすびえは、「2025年までにこども食堂2万箇所」という目標を掲げているが、それもゴールではなく、通過点にすぎない。

11 内閣府「子供・若者インデックス・ボード」
https://www8.cao.go.jp/youth/index_board/pdf/ver3-1/print.pdf

12 佐藤文俊「これからの10年～地方分権と地方創生～」（『地方自治』869号）

13 総務省「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」（平成30年7月）は次のように述べている。「人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを維持する力が低下する。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することが求められる。（後略）」・自治体は、個人の自律性を尊重し、自助を基本としながら、放置すれば深刻化し、社会問題となる課題については、従来の地域社会や家族が担ってきた領域にも進んで踏み込んでいく必要がある。具体的には公が共や私との連携を前提としてくらしを支えていくためには、労働力及び財源が制約されている中においても、共や私において必要な人材や財源を確保できるようにする必要がある。（後略）」

14 歴史的に見ても、「居場所」「居場所づくり」と言えば、後者の、いわば福祉活動としての居場所が念頭にあったのではないかと思われる。少なくとも筆者自身はそうだった。そうした居場所イメージ、そして居場所と地域の関係の変遷については、前掲「地域の居場所とWell-being」参照。

15 この点に関する筆者の見解は、これまでに数多く発表してきているので、ここでは詳説しない。こうした見解を最初に発表したのは2016年だった。拙稿「『こども食堂』の混乱、誤解、戸惑いを整理し、今後の展望を開く」（Yahoo!ニュース個人、2016年10月16日。のちに『「なんとかする」子どもの貧困』（KADOKAWA、2019年）所収）。このときには〈共生食堂〉と〈ケア付食堂〉と整理したが、その内容は〈交

流》機能と〈支援〉機能に対応している。また、最近の論考としては、前掲の「地域の居場所と Well-being」および「居場所づくりから考える地域づくり」(日本都市計画学会「都市計画」360号、2022年)がある。

16 ただし、自治会については、これまでの長い歴史の中での紆余曲折や、政治家の集票マシンとして機能する側面があった／あるという事実など、住民自治活動と行政協力業務が単純にそれぞれの機能に特化しておらず、行政との関係においても上述のように機能とシンプルに対比された関係性になっているかについては、さまざまな意見がある。

17 この点を打開していく方向性については、筆者も委員として参加した総務省「地域コミュニティに関する研究会報告」(2022年4月)の「第5章 地域コミュニティの様々な主体間の連携」とりわけ「3 地域コミュニティの様々な主体間の連携を強化する際の視点」を参照。https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf

18 前掲「居場所づくりから考える地域づくり」

19 こども食堂の普及や後方支援のための地域コーディネーターを委嘱している自治体はすでに複数生まれている。今後はその経験を集約し、評価していく必要があるだろう。むすびえでは、地域コーディネーターを配置して地域の居場所のトータルデザインを行うモデル事業を休眠預金事業を活用して行ったり、地域コーディネーターの資質の特定と人材開発プログラムの開発を行うプロジェクトを始動させるなど、地域コーディネーターを社会実装するための取組みに着手している。

20 前掲の総務省「地域コミュニティに関する研究会報告」は、地域コーディネーターの役割を次のように述べている。

○自治会等において役員等の担い手が不足している状況では、特定のカリスマ的なリーダー等の能力に頼るのではなく、また、自治会等以外の団体・個人とも連携しながら、活動の目的である住民ニーズへの対応を可能にしていくことが必要である。連携のコーディネー

ターの役割については、個々の自治会等やNPO等の団体、個人のみに任せても、市区町村内で効果が十分行き渡らないため、市区町村等の行政主体が、必要に応じて中間支援組織や自治会等の連合会組織等の協力・了解を得ながら、人材や財源面で連携のサポートをすることがより適切である。しかしながら、自治会等とNPOとの連携を促進する補助金を得られるときだけ連携をしていた事例があるとの見方もあり、連携自体を目的化せず、あくまでも住民ニーズに応え、地域課題を解決するといった共通の明確な目的を持つて連携することが必要である。

○その際、市区町村の職員の中にも専門人材がないと、こうした連携のコーディネーターの役割を市区町村が的確に果たすことも難しいと考えられるため、例えば地域担当職員等の仕組を活用し、地域コミュニティの様々な団体の実態を把握し、関係者の間に入って適切に調整できる人材を育成することも重要である。そういう職員を育成することによって、地域コミュニティにおける活動主体の多様化によって、どの主体も対応していない「空白分野」が生じることがないように目配りをすることも可能になる。

○また、市区町村の職員以外にも、地域活動に関するコーディネーターの資質を持った人を発掘し、必要な研修を行って、多くのコーディネーターの活躍の機会を作ることも大切である。各分野で主体間連携を進める上で、「防災コーディネーター」や「子どもの居場所づくりコーディネーター」等の組織内の意思疎通や他団体との連携を担う人材の役割は必要である。市区町村において、地域活動に関するコーディネーターを養成する際には、このように防災や居場所づくりといった形で目的を明確化させ、また必要に応じて、そうしたコーディネーターを資格等の形式で認定した方が、その後の具体的な活動が進めやすくなるという点に留意が必要である。

21 前掲の「地域の居場所と Well-being」

特集論文

社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」の実践 ～社会福祉法人が求められていることは～

Social Welfare Corporations and Public Interest Initiatives in the Community
～What is expected of Social Welfare Corporations～

湯川 智美[†]

はじめに

私たちの社会は、自分の生活は自分で守らなくてはならないという自己責任が支配的な社会であるといえよう。しかしながら、自分の生活が自分で守れなくなる、または家族によって支えられなくなるという生活の課題を抱えた際、多くの場合は社会資源のなかで問題を解決しようとするが、既存の社会資源で対応できない新たな福祉課題、つまり、まだ制度化されていない潜在的な福祉ニーズ、すなわち、福祉の対象を総合的、開発的に捉える社会福祉をどのように再編していくかが課題とされてきた。

これらについては、既に社会福祉法が施行された同年、社会的排除の問題に言及した「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告書が発出され、社会的包摶であるソーシャル・インクルージョンが示された。それは、フランスなどEU諸国での社会的、経済的格差の問題から提示された概念である。また、英国のブレア政権では、フランスの社会政策の影響を受け、ソーシャル・インクルージョンの社会政策を基本とし、現存の制度が対応していない公共性の高い社会的なニーズに対して、積極的に事業を創造し、サービスを提供していく主体である中間的支援機関「社会起業家 (Social entrepreneur)」が誕生する。投資家やオーナーに利益を還元せず、社会的事業に利益を再投資、還元するという概念であるといえる。その後、社会的企業が活躍しやすい土壤を創ることを目的として法整備がなされ、CIC (Community Interest Company : 利益会社) という法人格が創設される。公益を目的とした法人だが、株式を持つこと

ができ、制限があるものの株主の配当は可能としているが、監督局へ報告が課せられており、なお法人税の優遇等はない。このように英国では公共性の高い社会ニーズを担う社会起業家が存在している。

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会の報告書が発出され20年以上経つが、人々のつながりの希薄化や様々な社会的なリスクが連鎖・複合し、新たな社会的問題が顕在化している。国は「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」の整備のための「重層的支援体制整備事業」を創設し、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに資する旨が規定されたことになる。しかしながら、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年問題が言及されており、都市と地方格差の拡大や財政難や人材不足により一部の自治体の機能の維持が困難となり、様々な分野へ影響を及ぼすのではないかと予測されている。

わが国には、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立され、公益性が高く、非営利である特別法人である社会福祉法人が存在する。制度や市場原理では満たされない地域における新たな社会福祉の諸問題に積極的に取り組むことが求められている。本研究においては、地域における新たな現代社会の社会福祉の諸問題、それらに必要な法整備や支援体制の整備を概観し、その状況下における社会福祉法人として求められていることを見定めたいと考える。

Contents

Foreword *Tatsuya Ono* 1

Special Edition:

The Roles and Potential of the Third Sector in Community Social Welfare *Kayoko Uenoya* 2

(1) Creating a Comprehensive Support System
in Community-Based Welfare and the Role of the Third Sector *Taro Miyamoto* 3

(2) COVID-19, Co-production and Governance of Japanese Healthcare Providers *Pestoff Victor & Yayoi Saito* 11

(3) From the Concept of Welfare Triangle to the Concept of Co-Production
-A Bibliographical Introduction to Victor Pestoff's Recent Discussion *Yayoi Saito* 26

(4) Essay on policy of "Ibashō" *Makoto Yuasa* 32

(5) Social Welfare Corporations and Public Interest Initiatives in the Community
~ What is expected of Social Welfare Corporations ~ *Satomi Yukawa* 45

(6) Multi-layered regional activities in Kitashiba
~ Encounters, Connections, and Cheerfulness *Nobuo Uzuhashi* 57

Round Table Discussion:

Towards achieving collaborative advantage A multi-layered support system

and cross sector collaboration

*Toru Andoh, Kenichi Inomata, Aki Kuminobu,
Hideki Yazawa, Yu Nagata* 67

Article:

(1) A Study on the process of dealing with problems of life support activities
in meal delivery service *Kaoru Kureha* 81

(2) Volunteer participation among senior citizens:
A test of theory of planned behavior *Masanori Nishimura, Hidetoshi Kanou* 93

(3) Identification of factors associated with good relationships among care workers:
A qualitative study for stable job continuity in the community *Masako Hiroto, Kosuke Yano, Shintaro Endo, Kazuo Oishi* 101

(4) A study on the "placemaking" practice at Councils of Social Welfare
to enhance residents' initiative: A Survey of staff of Municipal Councils
of Social Welfare in Kyushu *Kenichi Ikemoto* 109

Study Note:

The significance and problems in Elderly Support Projects by
the Councils of Social Welfare -An analysis from interview
research with a Project Manager- *Yoshihiro Yamazaki* 121

Interview:

Reorganizing the Social Assistance Scheme in Japan
-from a discussion in the JSSSW Award book *Masami Iwata* 132
by Masami Iwata interviewer *Shogo Takegawa, Yayoi Saito*

Field Work:

Health and Social Care System in Kurume City
Kenji Kuroda, Haruko Watanabe, Mami Nanri 146

Book Reviews:

..... *Takayuki Hirano, Noboru Hayase, Kenji Kuroda, Takashi Miyashiro
Tatsuya Ono, Kensuke Hashikawa* 159

Example of our activities:

..... *STUDIES OF COMMUNITY WELFARE* Editorial office 171

Bibliographies:

Bibliography of Community Welfare (January to December, 2022) *Tatsuya Oguchi* 173

Back Number of STUDIES OF COMMUNITY WELFARE feature issues (first issue ~ No.50) 181

Back Number of STUDIES OF COMMUNITY WELFARE (No.1 ~ No.50) 186

Editorial Note *Yayoi Saito* 196

地域福祉研究

特集

地域福祉におけるサードセクターの役割と可能性

公益財団法人日本生命協生会
2023